

## 平成15年度和歌山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成15年12月10日(水)午後1時30分～午後4時30分

### 第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室(3階)

### 第3 出席者

(委員)

板谷充, 植木彰, 奥山豪, 小田耕治, 柿原和則, 木村重和, 金原徹雄, 辻本昭子, 長井百合子, 永野基綱, 濱田隼右, 伴正信, 前田徳男, 松原敏美, 宮崎渉, 向口睦美, 村畑寿雄, 吉益文夫(五十音順, 敬称略)

(説明者)

本郷首席家庭裁判所調査官, 千葉首席書記官, 柏木事務局次長

(事務局)

南事務局長, 安井総務課長, 森総務課課長補佐

### 第4 議事(発言者/ 委員長, 裁判官委員, 委員(裁判官委員を除く。), 説明者)

#### 1 開会の言葉(総務課長)

#### 2 所長あいさつ

委員会の開催にあたり, 小田耕治和歌山家庭裁判所長からあいさつがあった。

#### 3 各委員の自己紹介

各委員から自己紹介があった。

#### 4 委員長の選任及び就任あいさつ

委員長に小田委員を選任することで了承され, 小田委員長から就任のあいさつがあった。

なお, 委員長の互選にあたり, 次のような意見が述べられた。

この委員会は，自由闊達に意見を交換する場であり，従前からもそのように進められてきたことを考えると，従前どおり所長に委員長をお願いしたい。（複数名）

委員会規則 2 条によると，委員会は当該家庭裁判所の諮問に応ずるとともに，当該家庭裁判所に意見を述べるものとする，とあるが，所長は裁判所を代表して委員会に諮問をするのに，所長が委員長となり，会務を総理するというのはおかしい。理論的には，学識経験者に委員長をお願いすべきであると考えます。

理論的には，学識経験者が委員長になるべきであろう。ただし，今回，所長が委員長に選任されることについて，反対するものではない。今後の検討課題ということにしてほしい。

#### 5 委員長代理の指名

委員長から，委員長代理として奥山委員（裁判官委員）が指名された。

#### 6 委員会の運営に関する事項

##### (1) 議事概要の公開

委員会の議事は，その概要を和歌山家庭裁判所のホームページに掲載すること，及び委員の発言部分については匿名とすることです承された。

##### (2) 議事の報道機関への公開

報道機関から要望があれば，冒頭部分のカメラ取材は応ずるとすることです承された。

##### (3) 委員会の開催回数

年 2 回程度開催することです承された。

#### 7 前年度委員会における意見，要望等に関する裁判所の取組み状況についての報告

前年度委員会において議論された「家事調停のあり方」について，本郷首席家庭裁判所調査官から，前年度委員会以後の家裁の家事調停の充実に向けての

取組み状況の報告がなされた。(要旨は別紙1のとおり)

なお、上記の報告に関して、次のような意見が述べられた。

調停委員の在り方について、こういう場でいろいろな意見が出ることで、今後の執務の参考になると思う。自主研修は年3回程度は行いたいと思っているが、最近の事件の複雑化に対応するという面も考え、回数よりも質を充実させる必要があると考えている。和歌山では、女性調停委員が月1回の割合で定例会を開き、独自で勉強会を催すなど、女性委員の熱心さが目立つが、全体としてみても、和歌山の調停委員は頑張っていると思う。なお、裁判所に対しては、調停室などの施設面及びパソコンなどの機器類のより一層の充実を図っていただきたい。

昨年の委員会で報告したのは、弁護士会が実施したアンケートに基づく結果である。先程の説明者の報告を聞き、裁判所や調停委員の方々が調停運営の充実に向けて積極的に取り組んでいると理解している。

女性調停委員の勉強会は月1回の割合で行い、遺産分割や乙類調停事件についての勉強をしている。また、調停事件においては、裁判官をはじめ、調査官、書記官も熱心に関与してくれており、評議の回数も多くなっている。今後は、人事訴訟移管に向けて、調停委員としてもなお一層の研鑽が必要であると思っている。

調停委員全体のレベルアップが必要であることは、裁判所としても認識しており、努力しているところである。一方で、国民の調停に対するニーズに応じていけるよう、優れた人材の確保が課題となっている。

## 8 意見交換テーマの選択

本委員会における意見交換テーマについて、予め庶務から各委員に案として提示していた以下の事項とすることで了承された。

(意見交換テーマ)

(1) 人事訴訟事件が移管されたことに関する事項について

ア 人事訴訟事件が移管に至った経緯及び移管後の人事訴訟事件の手續の概要について

イ 参与員の活用及び給源について

(2) 家事審判事件における参与員の活用方法について

(3) 家事調停委員の人材確保について

## 9 意見交換

(1) 人事訴訟事件が移管されたことに関する事項について

ア 人事訴訟事件が移管に至った経緯及び移管後の人事訴訟事件の手續の概要について

(説明)

奥山委員(裁判官委員)から、事前配布資料を引用しながら、説明がなされた。(要旨は別紙2のとおり)

人事訴訟事件を家裁に移管するメリットが大きいことはよくわかったが、制度の変革を検討していく過程の中で、反対の意見というか、移管することによるデメリットについては、どういう意見が出されたのか。

訴訟のような対立的な手續構造はとらないという家裁の設立時の理念と相容れないというのが反対論の中心的な意見であったと思われる。また、反対論の中には、移管によって調停や審判も対立構造となってしまうという危惧もあったのではないかと思われる。

今回の改正は、人事訴訟事件の管轄を移しただけの改正と理解しているのか。

管轄を移したことに加えて、手續に家裁調査官を関与させることになったのも重要な改正点である。それによって、家庭裁判所が行う訴訟手續という独自の特色が出てくるのではないかと期待している。なお、移管後の訴訟運営等については、いろいろな態勢が考えられるが、和歌山家裁としては、家裁の裁判官に人事訴訟事件を専属的に担当さ

せる方向で検討している。

離婚においては、子供の人権が気になるところだが、家裁調査官が調査を行い、それを裁判に活用するとしたことはいいことだと思うし、非常に興味がある。

人事訴訟における家裁調査官の役割については、離婚の原因に関する調査はしない。主として、親権者や監護者の指定に関して、訴訟で明らかにされない点を補完的に明らかにする目的で調査命令が出され、その中では、子供の監護状況等について調査がなされることになると思う。そのための科学調査室の整備も行った。また、各調査官の調査技量をさらに図っていくことも考えている。

人事訴訟においては、相手方が死亡、行方不明などの場合、検察官は公益の代表として被告の立場につくが、人事訴訟の家裁移管によって、検察官の果たすべき役割に変化はあるのか。

従前の関与の範囲から大きく変わることはない。

訴訟というと長引くという印象があるが、人訴移管によって調停と訴訟が同じ裁判所で行われることになると、手続的にどの程度簡素化及び迅速化が期待できるのか。

移管後も、調停と訴訟とは互いに独立の手続であることは変わりがないので、劇的な短縮ということにはならないと思われる。ただし、同一裁判所での手続ということで、調停段階での情報は一定の範囲内で訴訟に引き継げるようになると思われる。例えば、調停不成立になった経緯など、手続の経緯に関する認識の共通化を図ることによって、その面での無用な時間の浪費はなくなると思う。

訴訟には馴れていない家裁ではあるが、質の充実に比重を置きたい。ただ、人事訴訟が家裁に移管され、調査官が手続に関与することになった結果として、審理期間が長くないよう配慮する必要がある。

そのためにも，納期意識を持って取り組むよう努めなければならない。

#### イ 参与員の活用及び給源について

従前，家事審判事件における参与員の関与の実情としては，名の変更の許可，氏の変更の許可，相続放棄申述の受理，遺産分割事件の財産の鑑定など，いわゆる参与員の有する専門的知識を生かす形で活用していた。人事訴訟では，参与員は国民の一人として訴訟に立ち会い，良識に従って意見を述べてもらうことになり，それによって国民の良識を人事訴訟に反映させることが期待されている。具体的には，例えば離婚訴訟では，争点整理後の証拠調べ，主に当事者尋問に立ち会ってもらい，離婚を認めるべきかどうか，認めるとしてどちらが有責か，慰謝料を払うべきかどうか，払うべきとしてどれくらいの額が相当か，などについて意見を述べてもらうことになると思われる。

従来の参与員の活用とは違い，社会の各界各層の人に参加してもらうことで，国民の良識を反映させることができると理解しており，参与員の給源についても幅広く確保する必要がある。

#### (説明)

柏木事務局次長から，人訴移管に伴う参与員の人材確保について，次のとおり説明がなされた。

当庁では，参与員制度が，人訴移管に伴い，社会一般の良識を人事訴訟に反映させるという趣旨のもとに拡充されたことを踏まえ，年齢構成・性別等にも配慮しながら国民各層から幅広く適任者を選任していくため，参与員となるべき者の選任に関する手続面の整備を行い，人訴移管に伴う参与員の人材確保に取り組んだ。現在までに候補者を依頼したところは，保護観察所，法務局，検察庁，青年会議所，大学教育関係者，調停委員，当庁の幹部職員等であり，新たにカウンセラー，助教授，知的障害者支援員，公務員，会社役員，自営業など30歳代4人，40歳

代3人を含む合計9人(うち女性3人)の参与員候補者を確保した。

従前の参与員の年齢別等人員構成によると、男女のバランスが取れていない。女性がもっと多くてもよいのではと思うが、かといって、与えられた任務が重すぎるという面もあるが。

人事訴訟に關与する参与員として、どの程度の人数が必要になるのか。

当面は15人ないし20人程度と考えているが、今後も人材確保の努力は続けていきたい。参与員になっていただいた方には、1年の任期の間に2件程度は關与していただけるのではないかと予想している。

従前からの参与員を人事訴訟に活用することは考えているのか。

できるだけ活用していきたい。

人事訴訟に参与員を活用するということだが、どういうときに關与が必要と考えるのか。

対立事項があって、証人尋問がある事件には、一般的に必要なだろうと想定できる。

調停が不調になって訴訟になるわけだが、不調になるには当事者間にいろんな事情があるわけで、公判に見ず知らずの人が立ち会って意見を述べたときに、当事者心理として、その意見を受け入れることができるだろうか。良識とは何だろうと思う。それ相応の肩書きの人が参与員になって、そういう人の意見によって判決が影響を受けるような大きな意味を持たせてよいのか、というような問題意識を持っている。参与員の關与は裁判所が職権で決定することだが、当事者の意向も尊重するなど、運用面での慎重な扱いを望む。

離婚という人生の節目に際して意見を述べるというのは、責任の重い仕事であり、非常に怖いという印象である。参与員についてのリーフレットを見る限りでは、誰でもなれそうな感じがするが、決して安

易には考えられないと思った。また、人員構成を見ると、現在の参与員は60歳と70歳代がほとんどであり、その人たちに30歳、40歳代の離婚申立者についての理解ができるのかと疑問に思う。

調停前置主義のもとで調停による解決ができなかった事件について、訴訟の場で改めて専門的知識もない一般人が意見を言うことについて、当事者の納得が得られるのか、疑問に感じる。

参与員の意見によって裁判内容を調整することは考えていない。ただ、参与員としては、自分の意見で慰謝料の額を引いたのではないかと感じることもあるかもしれない。参与員となった場合、そういう重さを感じるだろうということは理解できる。

参与員が意見を述べる場面については、裁判所と参与員との間のことであり、公開することは考えていない。

離婚についてのトラブルは経済問題が多い。有識者といわれる裕福な人に、そういうトラブルの本質を見抜けるのか疑問に思う。そういう面からも、参与員は広い範囲から人選していただきたい。

「一般社会良識」というのは抽象的な表現であり、時とともに変わっていくものであるとすると、それをどう判断するのが問題となる。

国民が司法に関わるというのは当然の考えであるが、その実現の方法として、個々の事案について一人の参与員が関わるというのがどうかと言われると、わからないところがある。それと、一つの事件には何人の参与員が関わることになるのか。

制度上は一人以上となっているが、運用上は二人程度になると思う。ただ、関与すると言っても、すべての事件に参与員を指定するわけではなく、指定した事件についても重要な局面についてのみの関与を考えている。

参与員に応募した人は、全員選ばれるのではないのか。



あくまでも選考であるので、その結果で選任されない可能性もある。平成16年度の参与員となるべき者については、現在選考手続中である。なお、面接は、3人以上の面接官で行っている。

選考のやり方が大事だと思う。選考時にしっかり調査するなどして、慎重に選んで欲しい。

参与員制度の良し悪しの問題というよりも、参与員の質が問われると思う。その点で、選任にあたる裁判所の責任は重いと思う。

人事訴訟はプライベートな問題に関する訴訟であり、例えば、当事者双方から参与員の関与を望まない場合もあるだろうし、利用する側の選択を認める制度であって欲しい。

運用で、当事者の希望を斟酌できるのか。

法や規則には、当事者の選択権を盛り込んだ規定はない。ただ、来年4月からの新しい制度であるので、あくまでも推論であるが、例えば、双方が参与員の関与を望まないような場合には、運用面での問題とはなり得ると思う。

## (2) 家事調停委員の人材確保について

(説明)

千葉首席書記官から、和歌山家裁における家事調停委員の人材確保の状況等について、次のとおり説明がなされた。

当庁においては、本年度、家事調停事件数が急激に増加し、年間1000件を超えることも予想される。このような状況の中、限られた調停室を有効に使う工夫により一調停期日に行う調停件数を増やすなど運営面での努力を行うとともに、調停委員の確保にも努めてきた。平成15年度は、国の機関として検察庁、保護観察所、少年鑑別所、法務局、和歌山大学教育関係者等から、県関係の機関として県人事課や県環境生活部共生推進局男女共生社会推進課等を通じてその関係団体から、また、弁護士会、司法

書士会，調停協会等から推薦あるいは紹介をしてもらい，現在，平成16年4月期の調停委員候補者の選考手続中である。ただ，地域的な問題として，管内支部（田辺，御坊，新宮）における調停委員候補者の確保が困難となっている状況がある。

自薦，他薦を含めて，選考の結果により不採用もあり得るということだが，公募制にすることは考えているのか。

良い人材を確保しようと思えば，間口を広くするべきであると思う。例えば，利用者のアンケートを取るなどして調停委員の評価を積み上げていき，再任時の的確な評価につなげるシステムを作り上げていって欲しい。そのことが，国民のニーズに合った人材の確保につながると思う。

調停委員，参与員とも公募制にすることは考えていないが，給源確保のための活動は，広く行いたいと考えている。調停委員として適任かどうかを書類選考や面接だけで判断するのは難しい。当庁としては，選考過程の透明化を図るため，選考要領を見直し，候補者全員に対して面接を行うこととし，面接官についてもなるべく多くの人の目を通すこととした。そのうえでお断りするとなった場合，事務局としては推薦者との対応が大変だろうが，国民のニーズに応えられるような人選をするという立場からは，やむを得ないと考えている。また，再任についても，一旦選任した以上，裁判所として，引き続き調停委員をお願いするかどうかを判断する責任があり，例えば，調停の場で不適切な言動があったとか，不再任とすべき理由がある場合には，きちんと対処する必要があると考えている。

個人的な印象だが，調停委員にも問題だと思われる発言をする人がいる。また，年齢的にも体力的にもある程度限界というのがあるように思うので，年齢制限を下げるなどして，調停委員の活性化を図る必要があるのではないかと思う。

調停委員の人員構成によると、職業として「宗教家」が何名かおられ、しかも男性が多い。調停の場で宗教理念を押しつけられるようなことがないか、不安を感じる。

調停委員だけでなく、保護司の中にも、いわゆる宗教家はいるが、保護司としての活動の中では宗教的な理念を抑えて活動しているし、むしろ、公平に物事を考える人が多い。保護司の場合は、若い人材を確保するのが困難な状況にあり、元気な高齢者に期待しているところ、来年から定年制が敷かれることとなった。個人的意見としては、定年制を一律に適用するというのではなく、「心の若さ」を評価できるシステムがあってもよいのではないかと思っている。

現在活躍していただいている宗教家の調停委員については、理念を押しつけることはなく、調停委員として相応しい人材であると考えている。ただ、資質に問題のある調停委員がいれば、個々的に対応していかねばならない。

調停委員の育成については、研修の場を通じて、調停中における発言の仕方など、きめの細かい指導を裁判所をお願いしたい。

#### 10 次回意見交換テーマについて

次回の委員会が開催される頃には、家裁において人事訴訟がスタートしていると思うが、その中で、参与員の関与についてどのように運用していくのか、あるいは、審理を非公開とする幅が広がったことについての運用などについてお聞きしたい。

今回の意見交換テーマの中で、調停委員、参与員の選任については、さらに意見を交換していただきたいし、今述べられた御要望も参考にして決定したい。なお、意見交換すべき事項について、御意見、御要望があれば申し出ていただきたい。

#### 11 次回委員会の開催期日について

平成16年6月2日(水)に開催することです承された。

12 閉会あいさつ(小田委員長)

- 閉会 -

以上